

# 浄化槽設置しませんか。

～合併浄化槽は汚染される河川の水質を浄化する唯一の解決策です。～

今、入替えが大変お得!費用負担を次のとおり軽減し、単独槽等からの入替えを促進します。  
今年度の申請の締切りは平成25年12月27日です。早めの計画、申請をお願いします。

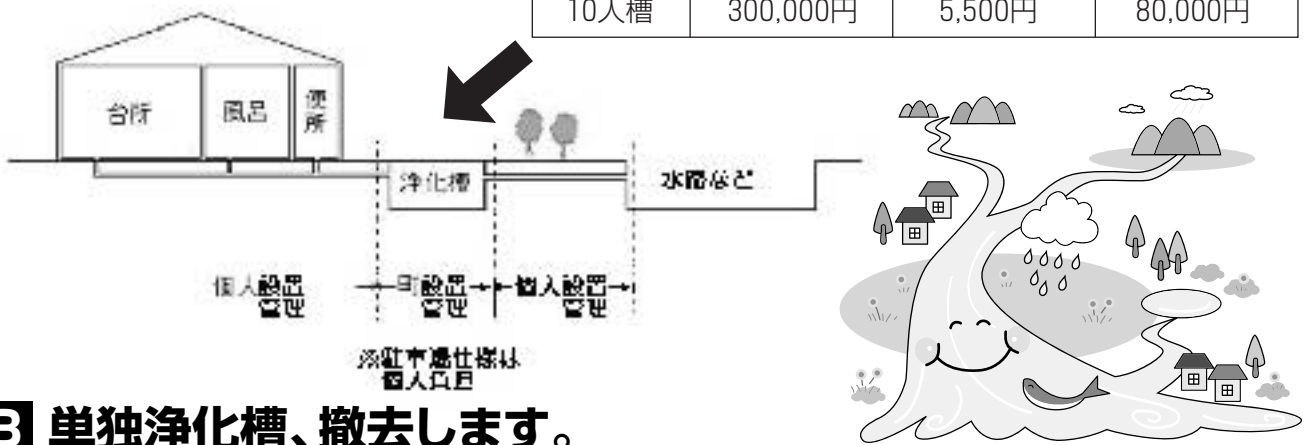
## 1 エコ補助金を継続!

単独浄化槽、汲取り槽から合併浄化槽に入替え、年度内に使用開始する場合、下表の額を助成します。ただし、エコ補助金は来年度以降の継続は不明となっておりますので注意してください。

## 2 分担金軽減を継続!

大好評、平成27年3月(平成26年度)まで次のとおり軽減し、浄化槽を設置します。

人槽区分	分担金	使用料(月額)	エコ補助
5人槽	150,000円	3,800円	60,000円
7人槽	210,000円	4,600円	70,000円
10人槽	300,000円	5,500円	80,000円



## 3 単独浄化槽、撤去します。

単独槽、必要とあれば町が撤去します。ただし、撤去費10万円を超えた分は個人負担です。

## 4 設置規則を見直しました

今まで、合併浄化槽を設置する場所が狭く、設置できなかったお宅でも、出来るだけ設置できるように、対応いたしますので、一度役場に来てご相談ください。

## 5 合併浄化槽の必要性

下仁田町は水源の町であるため、清浄な水を下流へ流す重要な役割を担っています。現在の水質汚濁の要因は、単独浄化槽または汲取りのご家庭からそのまま放流されている台所、風呂等からの生活排水が多くを占めており、その結果、川や水路を汚したり匂いを発生させたりしています。この水質汚濁を解決する唯一の方法が合併浄化槽です。現在、単独浄化槽で処理を行っているご家庭では、すでにトイレが水洗化されているため合併浄化槽への転換のメリットがあまり無い様に思われますが、浄化槽を設置すればこれらの問題が解消され、更には環境保全につながります。

## 6 群馬県の汚水処理計画と町の現状

群馬県の汚水処理人口普及率(生活排水処理施設が整備されている区域の割合)は、平成23年度で74.3%となっており、全国で比較してもけっして高くはありません。

下仁田町の汚水処理人口普及率は、平成23年度で20.3%(5%上げるには約170基整備が必要)であり、水源の町であるにも関わらず群馬県で最下位を推移しています。県の平均値に近づけるには大変厳しいものがありますが、汚水処理人口向上のため皆様のご理解ご協力が必要です。

問い合わせ先 産業振興課 土木管理係 (内線342)

## 景観の届出が必要です

平成24年1月1日景観条例の施行により、次に該当する場合には町への届出が必要となります。

「住宅等及び工作物(柵・塀・門)の新築、増改築、移転、撤去、外観の修繕、外観の模様替え、外観の色彩の変更」

まちの風景を次世代に引き継いでいくための制度です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

詳しくはお問い合わせください。



問い合わせ・届出先 産業振興課 土木管理係(内線342)

## 景観講演会を開催します

景観への取り組みは魅力あるまちづくりに重要な要素であり、住民・事業者の皆様のご協力がかかせません。

景観について理解を深めていただく機会として、東京大学堀繁教授をお招きし、講演会を開催します。入場無料、参加自由ですが、事前申込が必要です。下記申込み先までお申込みください。

多くの方のご参加をお待ちしております。

**日時** 平成25年10月22日(火) 午後1時から3時まで

**場所** 下仁田町役場 2階 201大会議室

**講師** 堀繁氏(東京大学アジア生物資源環境研究センター教授)

**講演内容** 「景観を使った元気なまちづくり」

**申込み先** 群馬県 県土整備部 都市計画課 景観・都市行政係 ☎027-226-3652

FAX 027-221-5566 E-mail keikan@pref.gunma.lg.jp

## 下仁田町活性化大賞 ご応募お待ちしております！

町の活性化のために個性ある地域活動に取り組んでいる団体等に対し、「下仁田町活性化大賞」の表彰を行っています。

対象となるのは、町内を活動拠点とし、地域活性化につながる活動を3年以上継続的に実施し、特に顕著な功績が認められる団体です。

日頃より積極的な活動をされている団体の方は、ぜひ下記担当課までご連絡ください。申請書をご提出いただき、審査の上、新年互礼会の席で表彰いたします。

過去に表彰された団体は「下仁田自然学校」、「下仁田荒船太鼓」、「虻田福寿草育てる会」、「下仁田町商工会女性部」、「下仁田町商工会青年部」「下仁田町こんにやく手作り指導者の会」、「Vibration table現実化委員会」です。

**期限:11月8日(金)**

連絡先:企画財政課 企画調整係(内線512)

# 木造住宅の耐震診断と耐震改修補助を行います

町では震災に強い町づくりを推進するため、木造住宅を対象として耐震診断を行います。

また、今年度から耐震診断で耐震性が劣る建物と判定された場合には、耐震改修の工事費などの補助を行います。

大地震による被害から尊い生命、身体、財産を守るためには住宅の耐震化対策が重要ですので是非この機会にご利用ください。

## ○耐震診断補助

【対象住宅】下仁田町内で昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の在来軸組工法で建築した住宅

【募集戸数】3戸(先着順)

【診断費用】無料

※診断者の、交通費については申請者が実費を現地調査時に直接支払っていただきます。

※診断する建物の図面がない場合は別途自己負担となります。

【申請期限】11月29日(金)

## ○耐震改修補助

【対象住宅】耐震診断の結果、上部構造評点(※)が1.0未満とされた建物

※上部構造評点とは、耐震診断における建築物の構造の強さを示す指標の一つで、値が大きくなるほど地震に強く、1.0以上は、一応倒壊しない建物

【対象工事】上部構造評点を1.0以上にする耐震改修工事で平成26年1月末日までに完了するもの

【申請できる人】町が実施する耐震診断を受けており、町税を滞納していない人

【補助金額】改修工事(耐震補強設計、工事監理及び耐震補強工事)に要する費用の2分の1以内(限度額80万円)

【募集戸数】1戸(先着順)

【申請期限】11月29日(金)

【問合せ・申請先】産業振興課 土木管理係(内線342)

# 屋外広告物を表示するには、許可が必要です。

## 1.屋外広告物

屋外広告物とは、常時または一定期間継続して、屋外で、公衆に対して表示する看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、屋上広告物、壁面広告物などをいいます。

## 2.許可申請

屋外広告物を表示する場合は、群馬県屋外広告物条例により、許可が必要ですので、申請手続きを行っていただきます。

## 3.許可基準

### (1)許可基準

屋外広告物を表示する際に注意すべき点について、設置場所、面積など、許可基準が定められています。許可基準に適合しないものは表示できません。

### (2)許可期間

屋外広告物の種類ごとに許可期間が定められています。許可期間を超えて表示を希望する場合は、許可期間が満了する際に、更新の手続きが必要になります。

## 4.禁止広告物など

### (1)禁止広告物

著しく破損し、または老朽化したもの、信号機、道路標識または道路工事用標識等に類似し、またはこれらの効果を妨げるおそれのあるものなどは、表示ができません。

### (2)禁止物件

橋りょう、トンネル、街路樹、信号機、道路標識、歩道柵、カーブミラー、ガードレールなどには、屋外広告物を表示することはできません。

また、電柱、街灯柱には、はり紙、はり札、立看板、広告旗を表示することはできません。

### (3)禁止地域

禁止地域には、原則として、屋外広告物を表示することができません。

## 5.申請・お問合せ先

富岡土木事務所施設管理係 ☎63-2255(代表) FAX64-3524